



和光市駅北口土地区画整理事業 区画整理だより 準備号

晩秋の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
埼玉県都市計画審議会の審議結果及び今後のスケジュールについて、お知らせします。



埼玉県都市計画審議会の審議結果について

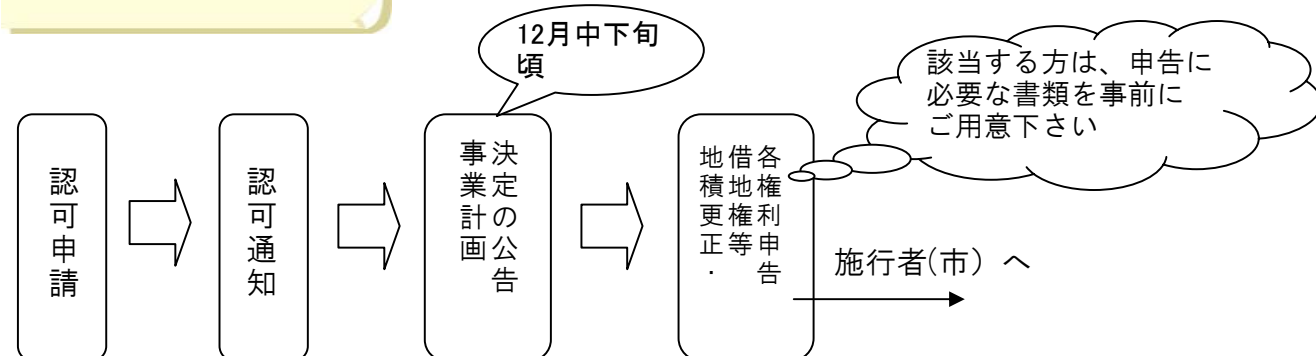
平成20年11月4日(火)に開催された第206回埼玉県都市計画審議会の審議結果については、以下のとおりです。

- 議案番号 第4849号
- 議案名 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について
- 審議結果 議案第4849号に係る意見書について、「採択することができない」との決定がなされました。

市としては、今後の事業の円滑な進捗を図るために更に権利者の皆様と話し合いをしております。今後とも皆様方のご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

今後は、和光市から、事業計画の認可申請をし、知事の認可を経て、事業計画が決定します。

今後のスケジュール



借地権の申告

借地権につきましては、前号の区画整理だよりで説明しましたとおり、登記されていないことが多く、権利実態を把握することができませんので、事業計画決定の公告後に市に申告していただきます。

借地権・・・建物所有を目的とした地上権及び賃借権です。

- 申告をすると以下の権利を受けられます。
1. 土地区画整理審議会委員会の選挙権・被選挙権
 2. 仮換地指定についての借地部分の指定
 3. 清算金

申告に必要な書類

- 借地権申告書 (申告書に、借地面積と契約年月日等を記載のうえ、土地所有者と借地権者の署名、実印を押します。)
- 借地権申告書に署名した者の印を証する印鑑証明
- ※土地所有者の連署が得られない場合は、借地権を証明する書類
 - ・借地権設定契約書
 - ・地代(賃料)、権利金、敷金等の領収書など

地積更正の申請

換地設計の基準地積となります

前号の区画整理だよりでお知らせしましたとおり、実際の土地の面積が土地登記簿に記載してある土地の面積と異なる場合には、事業計画決定後に、市に申請していただくことになります。

申請に必要な書類

- 実測確認申請書
- 見取図(宅地、隣接する土地の位置、形状、地番、土地所有者名を記載)
- 実測図(縮尺250分の1、測量者の署名押印)
- 境界標示図(境界杭等の種別、境界点相互間の水平距離、境界点と建築物等の一角を結ぶ直線距離)
- 隣地境界同意書(隣接する土地所有者全員の境界に同意する旨の署名・捺印)(様式は事業決定後にお知らせします)
- 印鑑証明(上記書類に捺印する全ての印鑑証明)

地積更正については、測量事務所等に各個人が依頼して行ってください。費用は個人負担になります。

◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0115 和光市新倉1丁目11番16号
 「駅北口土地区画整理事業事務所」
 TEL 048-450-1602
 FAX 048-450-1603
 mail:e0500@city.wako.lg.jp

